

○大府市商業団体等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小商業及びサービス業の振興を図るため、商業団体等に対し、予算の範囲内において交付する大府市商業団体等事業費補助金（以下「補助金」という。）について、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象団体等)

第2条 補助金の交付の対象となる商業団体等とは、商業又はサービス業を営む中小企業者が主たる構成員であって、法人格を有する団体又は市長が適当と認める団体であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 営利を目的としないこと。
- (2) 定款又はこれに準ずるものが定められていること。
- (3) 収支の経理が明確にされていること。

(補助対象事業、補助率等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助率等は、別表のとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、補助の対象としない。

- (1) 一部少数団体員の利益となるもの
- (2) 道路法（昭和27年法律第180号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令に抵触するもの
- (3) 補助対象事業費の総額が20万円未満のもの。

(交付の申請)

第4条 規則第4条の規定による申請は、補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、あらかじめ市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときはこの限りでない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体の概要書
- (4) 役員名簿

(代表者等の変更)

第5条 補助金の交付の決定を受けた商業団体等（以下「補助団体」という。）が代表者又は所在地を変更したときは、直ちに、市長に届け出なければならない。

(事業の完了期限)

第6条 補助団体は、補助事業を開始した年度の3月31日までに補助事業を完了しなければならない。

- 2 補助団体は、補助事業がやむを得ない事情により前項に規定する期限内に完了しないと認められるときは、直ちに、その旨を市長に申し出て指示を受けなければならない。

(交付の請求)

第7条 補助団体は、補助事業が完了したときは、規則第10条に規定する補助事業等実

績報告書に次に掲げる書類を添えて、補助事業の完了の日から30日以内又は翌年度の4月5日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金請求書
- (2) 補助事業収支決算書
- (3) 支払領収書の写し

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条に規定する報告書等を受領した場合は、速やかに、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金を交付する。ただし、小規模事業に対する補助金及び市長が必要と認めた補助金については、補助事業の完了の前に補助金の全部又は一部を概算払により前渡しすることができる。

(帳簿等の保存)

第9条 補助団体は、補助事業に関する帳簿について、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

(財産処分の制限)

第10条 補助団体は、あらかじめ市長の承認を受けなければ令和4年度までに補助の対象となった共同施設を補助の目的外に使用し、譲渡し、取り壊し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、補助事業終了後、次に掲げる期間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 新設した街路灯 10年
- (2) その他の共同施設 5年

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。